

# 令和 8 年度(2026 年度) 豊中市法人設立登録免許税助成金募集要領

## 1. 豊中市法人設立登録免許税助成金の目的

本助成金は、産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 3 1 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて法人設立し創業する者に対して登録免許税を助成することにより、豊中市内での創業を促し地域経済の活性化を目的とするものです。

## 2. 制度概要

対象者	豊中市で特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けたものが代表者となり設立され、本店が豊中市内に所在する株式会社若しくは合同会社
助成額	法人設立登記時に支払った登録免許税額の全額または一部として以下の金額を助成します。 株式会社の場合：7 万 5 千円 合同会社の場合：3 万円
対象経費	<u>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に法人設立登記を行い、登録免許税を支払ったもの</u>  ※下記のいずれかの事由により特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行もしくは、履歴事項全部証明書の発行が令和 8 年 4 月 1 日以降になった場合に限り、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に法人設立登記を行ったものも対象となります。 ・法人設立後、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに特定創業支援等事業による支援を開始し、支援開始から 2 か月以内に証明書の発行を受けた場合 ・法人設立登記後、法務局での手続きが完了せず、令和 8 年 3 月 31 日までに履歴事項全部証明書の発行ができなかった場合
申込期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
その他	法人設立後に特定創業支援等事業による支援を受け証明書の交付を受けた場合でも申込むことができます。

※ 1 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。

また、法人代表者の住所地が豊中市外の場合は、当該住所地を管轄する市区町村税を納付していることが確認できる書類を提出していただきます。

※ 2 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

※ 3 交付決定は、予算の範囲内で行います。

※ 4 支払った登録免許税の金額が助成金額を上回った場合及び、法人設立登記時に特定創業支援等事業の証明書による減免措置を受けなかった場合においても、上記金額が助成額となりま

す。

- ※5 本事業は、豊中市法人設立登録免許税助成金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則に基づき実施されます。虚偽の報告など、助成金の不正受給が行われた場合には助成金交付決定の取消・返還命令及び加算金が課されることがあります。

### 3. 申込方法

#### (1) 提出書類

提出書類
① 豊中市法人設立登録免許税助成金交付申込書兼請求書（様式第1号）
② 法人設立登記時の登録免許税を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）
③ 豊中市が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
④ 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
⑤ 法人代表者の「豊中市税に未納のない証明書」（写し可）※1 市役所第一庁舎2階 税総合窓口（211番窓口）、新千里出張所 5番窓口、庄内出張所2番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。） <u>「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。</u> 「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。 <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html</a>

- ※1 代表者の住所地が豊中市外の場合は、当該住所を管轄する市町村の未納のない証明書（市区町村において未納のない証明書の発行がない場合は直近年度の市民税の納税証明書）とする

#### (2) 申込期間

令和8年4月1日（水）から 先着順で60事業者を目安として、予算の上限に達するまで受付します。（受付時間は、土・日曜日、祝日除く、午前9時から午後5時まで）  
ただし、上限に達していない場合であっても 令和9年3月31日（水）に申込期間を終了します。

#### (3) 申込方法

上記（1）の提出書類を、豊中市 産業振興課（問合せ・郵送先を参照）まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

#### (4) 補助金の交付

- ・審査のうえ、適正と認められる場合に限り、助成金を交付します。
- ・交付決定の通知は、申込書に記載の金融機関口座への補助金の振り込みをもって代えさせていただきます。
- ・助成金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知をします。

### 4. 助成事業者の義務

- (1) 助成金交付後の効果検証や今後の市施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケート

への回答等にご協力をお願いします。

- (2) 事業の適正実施のため、市が助成事業者に対し現地調査及び聞き取り調査等をする場合、助成事業者は調査に協力するものとします。

## 5. その他

- (1) 本助成金は、予算に達し次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。本助成金の利用を検討している事業者は、事前に産業振興課まで予算状況について、必ずお問い合わせください。
- (2) 助成金の交付決定後、申込要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、豊中市は、本助成金の交付決定を取り消します。この場合、助成金の返還を求めることがあります。

## 6. 特定創業支援等事業について

豊中市は、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」としての認定を国から受けており、この計画に定める支援を修了すると証明書の発行を受けることができます。

- (1) 証明書発行を受けるには

**【対象となる方】** 創業前の方、証明書発行時点で創業後5年未満の個人事業主、法人代表者

**【必要なこと】** 1か月超の期間で「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4つのテーマについて習得する支援を受け、修了すること。

※1か月超の期間で支援を受ける必要があることから、申込から修了後の証明書発行までは1か月半以上の期間が必要となります。

- (2) 特定創業支援等事業受講の申込方法

特定創業支援は、原則として個別支援形式でとよなか起業・チャレンジセンターまたは豊中商工会議所で実施しています。

電話等で事前予約のうえ受講してください。

### ■□■ 特定創業支援受講に関するお問い合わせ □■□

豊中市都市活力部 産業振興課 Tel 06-6858-2188

豊中商工会議所 Tel 06-6845-8004

とよなか起業・チャレンジセンター Tel 06-6335-4375

- (3). 証明書発行を受けると

ア 会社設立時の登録免許税の軽減 (※1)

・株式会社または合同会社 → 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円の減免、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免)

イ 創業関連保証の特例

・創業関連保証特例として、創業関連保証が事業開始6ヶ月前から利用可能

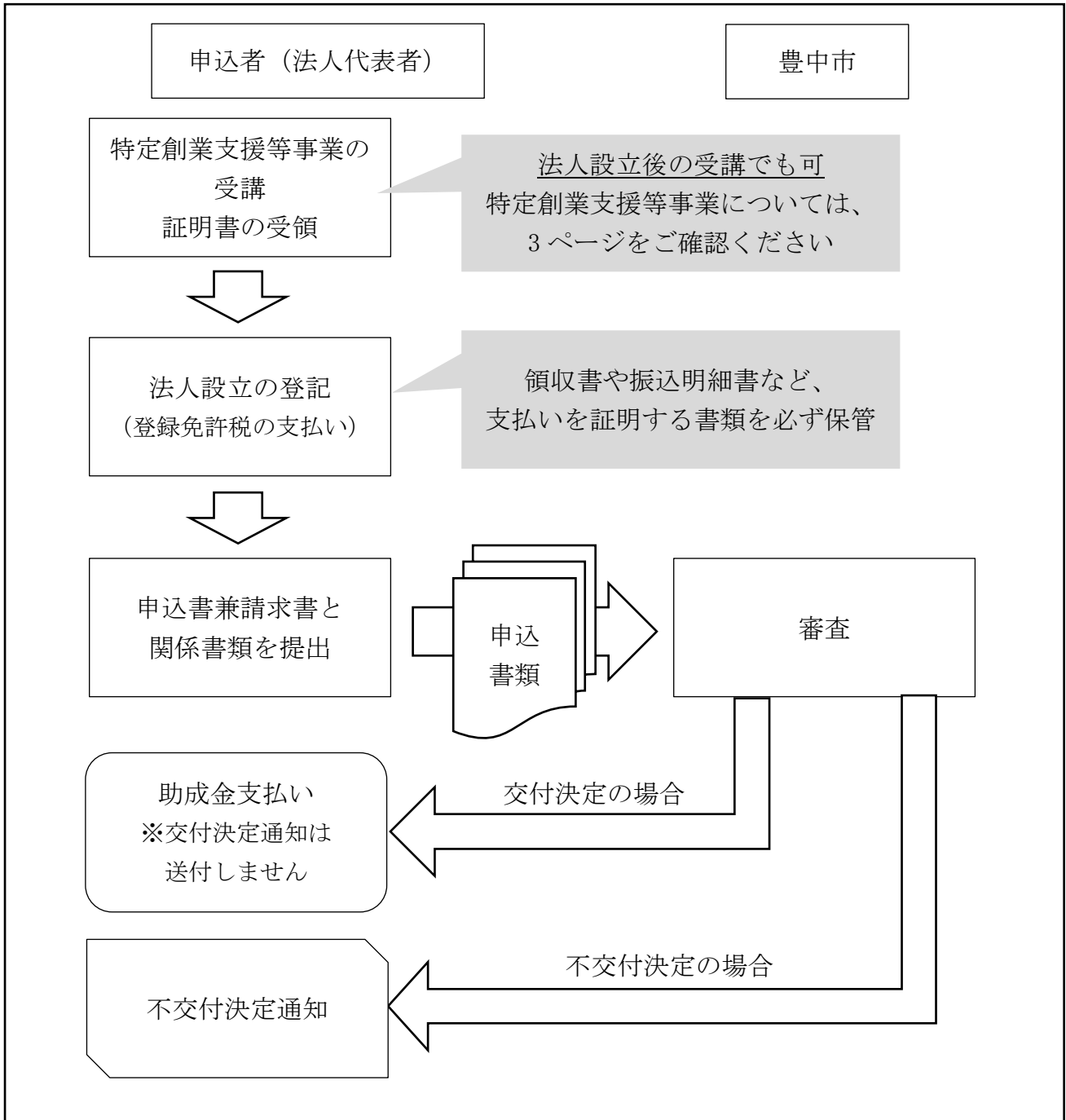
ウ 日本政策金融公庫の新規開業資金の特例

・新規開業・スタートアップ支援資金(事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方)

→ 金利の引き下げ

特定創業支援等事業について詳細は市ホームページをご確認いただくか、豊中市産業振興課までお問い合わせください。

■参考 申込手続きの流れ



<問合せ・郵送先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（第一庁舎5階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電話：06-6858-2188

Mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp